

大阪市こども誰でも通園制度 利用申請について

令和7年度制度概要

保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、大阪市こども誰でも通園制度を令和7年4月1日（火曜日）より実施しています。（4月1日～6月30日は1施設のみ実施）

対 象

大阪市内居住の利用日時時点で生後6か月から満3歳未満のこども

○保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く
○保護者の就労状況は問いません ○3歳のお誕生日の前々日までの利用となります

利用期間

令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月31日（火曜日）

○利用施設によって異なります

利用可能時間

こども1人あたり月10時間まで

○10時間を超えての利用はできません

利用料

こども1人1時間あたり300円

（生活保護法による被保護世帯は0円、市民税非課税世帯は60円）
※給食費・おやつ代など別途実費負担が必要な場合もあります

利用可能施設や
制度詳細はこちら



申請方法

令和7年7月以降の利用を希望される場合は、事前に大阪市による認定を受けた後、国システム※を利用した予約となりますので、次の手続きを行ってください。

※国システム：「こども誰でも通園制度総合支援システム」

「大阪市行政オンラインシステム」
はこちら

① 「大阪市行政オンラインシステム」で利用申請

手続き名：【誰でも通園】令和7年度大阪市こども誰でも通園制度利用登録申請

② 登録したメールアドレス宛に国システムから利用者ID送付

※申請から1～2週間で送付予定ですが、申請が混みあうと時間を要する場合があります

③ スマホ等で国システムにログイン、利用希望施設に面談予約

※施設の利用にあたっては、初回面談が必須となります

④ 面談の結果、利用可能であれば利用開始



申請期間

令和7年5月26日（月曜日）～

担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階北側

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ

電話06-6208-8037

利用者



大阪市行政オンラインシステムで利用登録申請（必要書類を添付）

【必要書類】

- ① ①住所を確認できる資料 ※全員
（こども医療証等の写真データ等）
②減免事由を証明する書類の写真データ等
※該当する場合のみ



- ③ 国システムにログイン
・ こどもの情報入力
・ 利用希望施設に面談予約

大阪市役所



- ② ・ 書類審査
・ 国システムへの入力
・ （国システムから）ユーザーID送付

施設



- ④ 面談の結果、利用可能であれば利用開始

ご注意いただきたいこと

- ・ 利用施設と市で必要な情報を相互提供することがあります。
- ・ 利用資格を確認するために大阪市内に住所があることを証明する書類の添付が必要です。減免事由に該当する場合はあわせて「減免事由に該当することを証明する書類（生活保護の適用証明書や世帯全員の非課税証明書等）」を添付してください。
- ・ 大阪市が認定し、国システムへ入力すると国システムからユーザーIDが発行され、メールアドレス：info@mail.cfa-daretsu.go.jpから「【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」のメールが届きますので、メールの記載に従い国システムのパスワード変更等の処理と利用するお子さんの情報について入力をお願いします。
- ・ 施設を利用する前に、利用施設において事前面談が必要です。
- ・ 利用するお子さんに障がいや医療的ケア、アレルギー等がある場合は事前面談の際にその旨をお伝えいただき、施設が求める書類をご提出ください。
- ・ 事前面談の結果、受け入れが困難であると判断された場合は利用できない場合があります。
- ・ 他の方の申し込み状況によっては、希望どおりの利用ができないことがあります。
- ・ 利用にあたっては、保護者が責任をもって送り迎えをお願いします。